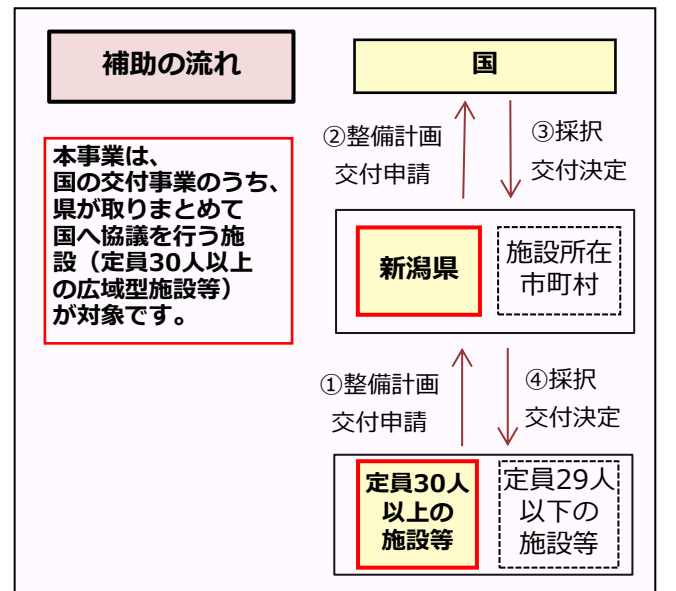


- ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、
 - ①スプリンクラー設備等の整備
 - ②水害対策に伴う改修等
 - ③非常用自家発電設備の整備
 - ④給水設備の整備
 - ⑤倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修
 - ⑥社会福祉連携推進法人等に係る大規模改修等支援事業
 - ⑦国土強靱化対策と一体的に行う大規模改修等支援事業
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、
 - ⑧換気設備の設置

に要する経費を補助します。

- ※国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用して実施する事業です。
 - ・県がとりまとめて国へ協議を行う施設は、「定員30人以上の広域型施設等」です。（新潟市に所在する施設は、新潟市が窓口となるため、県とりまとめ対象外です）
 - ・定員29人以下の地域密着型施設等は、施設が所在する市町村が窓口となるため、県とりまとめの対象外です。



① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置費用を補助する。（消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものや老朽化に伴う機器更新は対象外）

施設種別	補助率	上限額	下限額
・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所（宿泊を伴うもののうち、知事が特に必要と認めた場合に限り） ※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設	定額補助 (国10/10)	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満。） ・スプリンクラー設備を整備する場合 10,460円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 10,460円/㎡+2,630千円/施設 ○自動火災報知設備 1,170千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 351千円/施設（500㎡未満）	なし

② 高齢者施設等の水害対策強化事業

- 高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等（垂直避難エレベーター・スロープ・止水板等の設置、避難スペース確保のための改修等）に係る費用を補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム ※災害レッドゾーン、イエローゾーンに所在する施設が対象	国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 80万円/施設

③ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）を整備する費用に対し、補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 500万円/施設 ※但し、燃料タンクの設置費用等は総事業費から除くこと

- ※補助対象は、以下全てを満たすものに限る。
- ・専ら非常用に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
 - ・電気、ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況でも、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であること
 - ・設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。
 - ・設置した非常用設備等の耐震性が確保されているか留意すること。

④ 高齢者施設等の給水設備整備事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための水の確保を自力でできるよう、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）を整備する費用に対し、補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 500万円/施設

- ※補助対象は、以下全てを満たすものに限る。
- ・専ら非常用に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
 - ・電気、ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況でも、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であること
 - ・設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。
 - ・設置した非常用設備等の耐震性が確保されているか留意すること。

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

※参考1もご確認ください。

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全点検の結果、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀の改修に係る費用を補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム及び併設ショート、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、通所介護事業所、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、老人介護支援センター、在宅複合型施設	国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	なし	なし

⑥ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

- 社会福祉連携推進法人や法人合併を行った施設を対象に、高齢者施設等の利用者等の安全性確保等の観点から、大規模な修繕等を実施する費用を補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	国 1/2 県 1/4 事業者 1/4	総事業費 6,640万円/施設	なし

- ・補助対象施設は、令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限ります。
- ・補助対象事業は、補助金交付要綱別表2をご確認ください。

⑦ 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

- 施設等において国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等を実施する費用を補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	国 1/3 県 1/3 事業者 1/3	総事業費 3,160万円/施設	なし

- ・補助対象施設は、平成30年2月1日以降に以下の国土強靱化対策事業を行った（行う予定）の施設となります。
- ・非常用自家発電設備整備事業
- ・水害対策強化事業
- ・ブロック塀等改修整備事業
- ・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する耐震化整備
- ・補助対象事業は、補助金交付要綱別表2をご確認ください。

⑧ 高齢者施設等における換気設備の設置事業

- 新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、感染リスクが高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備の設置に係る費用を補助する。

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム及び併設ショート、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設	定額補助 (国10/10)	4,310円/㎡ ※面積は、「居室」部分のみを対象とする。	総事業費なし

- ・通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合は、補助対象外
- ・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち全く風が抜けない、周辺の環境により常時窓を開けることが困難である場合等は対象となる。
- ・補助対象となるのは「居室」のみ（居室以外への換気設備設置は補助対象外）
- ・補助上限（4,000円/㎡）という面積は、施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなる。

留意事項

- (1) 本紙のほか、以下の資料もご確認ください。
高齢者施設等防災・減災設備等整備補助金交付要綱
参考1「社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」
※応募多数の場合、近年、採択時に「福祉避難所の指定」状況が考慮されています。
- (2) 業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画及び避難確保計画（要配慮者利用施設）等の策定がない施設は原則補助対象外です。また、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、原則補助対象外となります。
- (3) 同一建物内に複数の事業所がある場合は、総費用をそれぞれの事業所の専有面積で按分し、対象事業費を算出する必要があります。
※様式2「補助対象面積確認シート」も確認のこと
- (4) 非常用自家発電設備、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするとともに、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備いただく必要があります。
- (5) 県からの補助内示前に着手（業者との契約、工事開始）したものは、補助対象外です。
- (6) 補助金を受けた事業については、財産処分の制限等の条件が付されます。
設備ごとに設けられている処分制限期間を経過せずに財産処分を行う場合は、返還金が発生することもありますのでご注意ください。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1344978132711.html>

国協議スケジュール（見込み）

【補助年度の3月～5月頃】

- ① 国から県への協議書提出依頼
 - ② 県から各施設への協議書提出依頼
- 締切：依頼から約2週間後

◎ 補助事業により実施する事業は、原則、国に協議した内容から変更できません。
一方、例年、国への協議書提出は、短期間で行う必要があります。
このため、国に提出する見積書などは、事前にご準備いただくことをお勧めします。
※国への協議額は、今回、県に提出いただく要望額が上限となります。
※今回の回答をもって補助採択が決定されるものではありません。

【補助年度の7月～9月頃】

国から県への内示後、県から施設へ内示
(県内示後、事業着手可能)

県交付要綱

「高齢者施設等防災・減災設備等整備補助金」の交付要綱は、県ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1356920589784.html>